

定住自立圏の形成に関する協定書

大崎市（以下「甲」という。）と美里町（以下「乙」という。）は、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付総行応第39号総務事務次官通知）に基づき、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言を行った甲と当該宣言に賛同した乙が、連携と協力により、都市機能を整備するとともに生活機能を確保し、大崎圏域（以下「圏域」という。）全体の活性化を図り、魅力あふれる定住自立圏を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、圏域において連携する政策分野について、地域資源を有効活用し、それぞれ役割を分担して連携を図り、共同し、又は補完し合うこととする。

（連携する政策分野及び取組の内容並びに甲及び乙の役割分担）

第3条 前条に規定する政策分野は、次のとおりとし、その取組内容並びに当該取組における甲及び乙の役割は、別表に掲げるとおりとする。

- (1) 生活機能の強化に係る政策分野
- (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野
- (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

（費用負担）

第4条 甲及び乙は、前条に規定する役割の実施にあたり経費が生じるときは、受益の程度を勘案し、協議して定めるものとする。

（協定の変更）

第5条 甲及び乙は、この協定を変更しようとする場合は、協議して定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

（協定の廃止）

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を他方に通告するものとする。

- 2 前項の通告は書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。
- 3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定の規定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年1月27日

甲 宮城県大崎市古川七日町1番1号

大崎市

市長

人手捺印



乙 宮城県遠田郡美里町字北浦字駒米13番

美里町

町長

相澤清一



別表（第3条関係）

（1）生活機能の強化に係る政策分野

ア 医療

医療機能の充実	取組内容	圏域内の住民の医療を確保するため、大崎市民病院を中心とした圏域内の医療機能を充実し、医療機関のネットワークを確立する。
	甲の役割	地域の一般医療、初期救急及び二次救急を担い、医療機関の機能分担と連携により、地域の医療を確保する。 大崎市民病院本院について、高度医療及び三次救急を含む急性期医療を担う圏域の拠点病院として更なる医療機能の充実を図り、圏域医療の充実を推進する。また、休日及び平日夜間の診療体制を確立し、円滑な運営を行う。
	乙の役割	地域の一般医療、初期救急及び二次救急を担い、医療機関の機能分担と連携により、地域の医療を確保する。また、休日及び平日夜間の診療体制を確立し、円滑な運営に参画する。

イ 産業振興

観光物産振興の推進	取組内容	観光物産振興の推進による経済基盤の強化を図るため、相互連携による観光PRや物産販売を行い、効率的かつ効果的に圏域の魅力向上、情報発信に取り組む。
	甲の役割	首都圏や仙台圏で観光物産イベントを実施するとともに、インターネット等を活用し、地域の魅力や情報を発信する。
	乙の役割	甲と連携して首都圏や仙台圏で観光物産イベントを実施するとともに、インターネット等を活用し、地域の魅力や情報を発信する。
大崎圏域の世界農業遺産への取り組みによる地域振興	取組内容	圏域市町が中心となって参加する大崎地域世界農業遺産推進協議会（以下「推進協議会」という。）と関係団体が一体となって世界農業遺産「大崎耕土」の保全・活用施策を推進し、「守るために活かす」取組を通じた産業振興を推進する。

甲の役割	推進協議会の運営について事務局を担い、乙と連携及び調整を行いながら保全・活用施策を推進するとともに、世界農業遺産の普及啓発のための取組を実施し、圏域内外に向けて発信する。
乙の役割	甲と連携して保全・活用施策を推進するとともに、世界農業遺産の普及啓発のための取組を実施し、圏域内外に向けて発信する。

ウ 教育

図書館機能とサービスの充実	取組内容	住民がより広く情報や知識を享受するため、圏域市町の公共図書館等でも貸し出し利用ができる環境の充実を図る。
	甲の役割	公共図書館等の相互利用環境の充実を図るために、情報収集と検討会議を開催するとともに、利用サービスの充実につなげる職員研修を実施する。
	乙の役割	図書館資料の整備をするとともに、相互利用のための施設環境と利用者サービスの充実を図る。
生涯学習の推進	取組内容	住民がより多様な学習機会を得るために、圏域市町が実施している各種講座、教室及び講演会等について、受講の対象を圏域内の住民に拡大して開催する。
	甲の役割	宮城大学移動開放講座をはじめ、甲が実施する各種講座、教室及び講演会等の受講の対象を乙の住民に拡大して開催するとともに、情報を乙へ提供する。 乙が実施する各種講座及び教室等の情報を住民へ提供する。
	乙の役割	乙が実施する各種講座、教室及び講演会等の受講の対象を甲の住民に拡大して開催するとともに、情報を甲へ提供する。 甲が実施する各種講座及び教室等の情報を住民へ提供する。

エ 施設利用

公共施設の相互利用の推進	取組内容	住民がスポーツや生涯学習に取り組みやすい環境を構築するため、スポーツ施設を含む社会教育施設等の公共施設の相互利用を推進する。
--------------	------	--

	甲の役割	甲の社会教育施設における甲乙の利用料金を同額にすることで、相互利用を推進する。
	乙の役割	乙の社会教育施設における甲乙の利用料金を同額にすることで、相互利用を推進する。

才 消費生活

法律相談の充実	取組内容	多重債務等で困っている圏域内の住民を救済し、安全及び安心を確保するため、仙台弁護士会と連携して多重債務等に関する消費生活法律相談を実施する。
	甲の役割	仙台弁護士会と連携して多重債務等法律相談を実施し、弁護士から専門的アドバイスを受けられる環境を構築する。
	乙の役割	甲が実施する法律相談を活用し、多重債務等で困っている住民の相談に対応する。
消費生活相談の充実	取組内容	より高度で円滑な消費生活相談の場を住民に提供し、住民の安全で安心な生活を確保するため、圏域市町の消費生活相談員と担当職員が弁護士による研修会及び情報交換会を開催し、相談業務の資質の向上を図るとともに、困難な相談について連携して対応する。
	甲の役割	消費生活相談に関し弁護士による研修会及び情報交換会を開催し、乙において対応の難しい相談が生じた場合は乙の相談業務を支援する。
	乙の役割	消費生活相談に関し弁護士による研修会及び情報交換会に参加し、対応の難しい相談について甲の相談員と協力して対応する。

カ 地域防災

地域防災力の充実強化	取組内容	持続的な地域防災体制を目指すため、圏域市町で消防団への加入促進を強化する。 また、地域防災力の充実強化のため、消防団の技術の向上に向けた合同研修会や各種訓練を実施するとともに、災害時の相互連携を図る。
	甲の役割	消防団の加入促進の活動について、乙と連携し調整を行ながら実施する。 消防団の災害対応能力の向上のため、合同研修会や各種訓

		練の実施内容、実施方法及び訓練項目等を提案及び検討するとともに、各関係機関との調整を行う。 災害時の相互応援や連携体制について、乙及び各関係機関との調整を行う。
	乙の役割	消防団の加入促進の活動について、甲と連携して実施する。 消防団の災害対応能力の向上のため、合同研修会や各種訓練の実施内容、実施方法及び訓練項目等を提案及び検討するとともに、各関係機関との調整を行う。 災害時の相互応援や連携体制について、甲及び各関係機関との調整を行う。

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

ア 地域公共交通

地域公共交通の効率的な運行体系の確立	取組内容	地域公共交通の効率的な運行体系を確立するため、圏域市町が運行している住民バスの効率的な運行及び住民の利便性を高める取組、その他交通アクセス及び公共交通ネットワークに関する課題について、協議する。
	甲の役割	検討会議を主催し、公共交通に関する課題について協議を行い、効率的な運行体系の確立を目指す。
	乙の役割	検討会議に参加し、公共交通に関する課題について協議を行い、効率的な運行体系の確立を目指す。

イ I C T (情報通信技術)

電子申請サービスの活用	取組内容	電子申請サービスを利用した各種手続について、圏域内の住民の利便性の向上を図るために、情報共有を行うとともに、検討を行う。県が運営する電子申請サービスに加入し、国が整備する電子申請サービスも活用する。また、申請メニューの拡張のほか、既存の申請メニューの利用拡大により、利便性の向上を目指す。
	甲の役割	電子申請サービスに加入し、整備することで住民の利便性の向上を図るとともに、圏域全体での利用促進を図る。

	乙の役割	電子申請サービスに加入し、整備することで住民の利便性の向上を図る。
電算システムの共同利用	取組内容	自治体クラウド、標準化システム、ガバメントクラウドについて調査研究を行い、情報システムの運用コストの適正化、業務負担の軽減、セキュリティ対策の強化を図る。
	甲の役割	調査研究を主催し、業務のクラウド化・標準化を検討し、標準化システムを導入する。
	乙の役割	調査研究に参加し、業務のクラウド化・標準化を検討し、標準化システムを導入する。

ウ 交流・移住

移住の促進	取組内容	移住に関する情報を一本化し、移住希望者の選択肢を広げることで移住促進を図るため、甲が運営する宮城おおさき移住支援センターを活用するなどして、圏域内の移住支援に関する情報を共有し、連携して移住希望者へ情報を発信する。
	甲の役割	宮城おおさき移住支援センターを運営する。移住希望者へ生活情報や居住情報を発信する。
	乙の役割	甲が運営する宮城おおさき移住支援センターを活用する等、移住希望者へ生活情報や居住情報を発信する。
教育旅行、農泊、グリーンツーリズムの推進	取組内容	世界農業遺産「大崎耕土」において、農作業体験や地域の文化歴史に触れる教育旅行を実施するとともに、グリーンツーリズムの受入れ体制を拡充する。また、圏域の魅力を発信するため、圏域市町の連携による農家民泊の受入先の拡大、世界農業遺産に関連した体験メニュー等の充実及び情報発信に取り組み、圏域での教育旅行や農家民泊・グリーンツーリズムを推進する。
	甲の役割	教育旅行及び農家民泊を受け入れる体制を構築するとともに、乙との連携による体験メニューづくり及び情報発信を行う。
	乙の役割	教育旅行及び農家民泊を受け入れる体制を構築するとともに、甲との連携による体験メニューづくり及び情報発信を行う。

青年交流の推進	取組内容	結婚を希望する独身男女により多くの出会いの場を提供するため、共同で青年交流事業を実施する。
	甲の役割	青年交流事業を共同で開催するとともに、住民に対し事業実施の周知を図る。
	乙の役割	青年交流事業を共同で開催するとともに、住民に対し事業実施の周知を図る。

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

ア 人材育成

圏域市町職員の育成	取組内容	職員の資質の向上、各地域の課題を自ら考え解決できる職員の育成及び圏域マネジメント能力の強化を図るため、人事交流及び職員研修を行う。
	甲の役割	乙の職員を対象とした人事交流及び職員研修を行う。
	乙の役割	甲の職員を対象とした人事交流及び職員研修を行う。

